

人権に関する静岡市職員行動指針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」

世界人権宣言第1条に掲げられたこの言葉を理想ではなく、現実のものとするためには、互いの人権を尊重しようとする市民一人ひとりの意識とともに、市民の人権を尊重する私たち静岡市職員の姿勢が必要です。

私たち静岡市職員は、市民の人権が尊重されるまちの実現に向け、以下の指針に基づき行動します。

1 公務員として人権尊重社会を実現する責務があることを認識し、常に人権尊重の視点を踏まえながら業務を行います

私たち公務員には、憲法にうたわれている人権を尊重する義務と責任があります。

市の業務はどのような分野であっても人権に関係があることを心に留めつつ、人権尊重の視点を踏まえた施策の立案や実行、窓口対応、啓発等を行います。

2 差別やハラスメントを自らが行わないだけでなく、そうした行為を見過ごさず適切に対応します

市全体の人権意識の向上のためには、まずは私たちの職場等において、人権が尊重されていることが基本です。市民の模範となるよう、私たち自身が差別やハラスメントを行わないだけでなく、差別やハラスメントに気づいたときには黙認したり、傍観したりすることなく、一人ひとりができる行動をとることが市民の人権を守ることにもつながります。

3 人権について学び、理解を深めるとともに、人権の価値や重要性に対する感覚を磨きます

市民の人権を守ろうとする意識は、人権に関する知識や理解と、人権感覚（人権が守られ、実現している状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚）の両方が備わることで生まれます。

日頃から人権に関する知識を深化させるとともに、人権感覚を高めるための学びを大切にします。

私たち所属は人権尊重に向け、以上の指針に基づき行動します。

また、私たち一人ひとりの言動が市民や市政に及ぼす影響を鑑み、「静岡市職員のための人権ハンドブック」を読み、理解するとともに所属内に周知しました。

年 月 日

（課名）

（男女共同参画・人権推進員 署名）
